

平成28年

行方市農業委員会

第5回総会会議録

(平成28年5月25日)

平成28年5月25日 行方市農業委員会第5回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第29号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第30号	農地法第4条の規定による許可申請に対する送付意見決定について
議案第31号	農地法第5条の規定による許可申請に対する送付意見決定について
議案第32号	現況証明願について
議案第33号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第34号	平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
議案第35号	農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）設定について
報告第25号	農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出書の受理について
報告第26号	農地法第3条の規定による許可申請の取下願の受理について
報告第27号	農地法第5条の規定による許可申請の取下願の受理について
報告第28号	農地法第5条の規定による許可の取消願の受理について
報告第29号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第30号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第31号	農業委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 小澤悦子	2番 谷田清子	3番 風間啓次
4番 飯田義彦	5番 根本正義	6番 小沼正二
7番 本澤政雄	8番 大久保正一	9番 郡司正彦
10番 椎名勇	11番 吉田正弘	12番 高塚利英
13番 根崎和枝	14番 方波見弘子	15番 原文夫
16番 高野好文	17番 嶋下威	18番 清水量
19番 赤塚誠人	20番 出久根孝	21番 富田一
22番 横山司	23番 宮崎幹男	24番 山野貴司
25番 宮本鶴壽	26番 山口久喜	27番 田宮賢
28番 羽成正美	29番 金田秀雄	30番 栗又勝

3 本日の欠席委員

なし

4 議事内容

事務局

(開会宣言) 午後 2時56分

(資格審査報告)

議 長 資格審査報告、ただいまの出席委員30名全員出席ですので、定数に達しておりますので、本日の総会は成立することを報告いたします。

(会期の決定)

議 長 本日の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全 員 異議なし。
議 長 異議なしと認め、会期は本日1日とさせていただきます。

(会議録署名人の選出)

議 長 会議議事録署名人を議長において次のように指名をいたします。
18番清水 量委員 19番赤塚誠人委員を指名いたします。

(書記の選出)

議 長 総会書記を事務局の久保田補佐、野原係長を任命いたします。

(議事日程報告)

議 長 議事日程は別紙日程表のとおりになります。

(議案の審議)

議 長 それでは、議案の審議に入ります。

(議案第29号)

議 長 議案第29号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第29号について朗読する。(別紙議案書のとおり)

議 長 それでは、1項ごとに審議いたします。
1項の調査員より調査の報告を求めます。

1 8 番 1項の調査報告をします。
受人は潮来市に在住し、建設業をしている65歳の方であります。今回の申請地を取得して、受人夫婦と長男の3人でエシャレットやサツマイモをつくる予定だということであります。渡人は行方市次木に在住する68歳の方であります。

売買によりこの所有権の移転をして、建設業をしながら農業を始めたいということであります。通作距離は15km、15分とありましたが、15分で着くかどうか、それはわかりませんが、通作可能と、そういうふうに思います。また、申請地の半分ほどは竹が生えているということなんでございますが、夏ごろまでには竹を切って、きれいに畑にしていきたいと、そういうふうなお話でございました。農機具等も必要なものはそろえていく予定ということでございます。許可が相当というふうに調査をまいりました。皆様方のご審議のほどよろしくお願ひい

		たします。
議	長	それでは、許可相当であろうという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0	番
		第2項の調査報告をいたします。
		受人は行方市井貝で農業をしている58歳の男性です。水稻、エシャレット等を耕作しています。渡人は同市橋門で電気設備業を営んでいる60歳の男性です。申請事由は記載のとおり、農業経営の規模拡大し経営の安定を図りたいとのこと。区分は売買による所有権の移転です。なお、通作距離も2km、時間も10分ということで、近いところなんだと思います。調査の結果、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	許可相当であろうという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	2	番
		第3項について調査報告をいたします。
		譲受人は市内手賀在住の農業の67歳の男性です。譲渡人は市内手賀在住、82歳の男性の方です。申請事由は農業経営の規模拡大を図るとのことです。区分は売買による所有権の移転です。2人の関係は譲受人のおじに当たるそうです。高齢となり農作業ができなくなったので、譲受人に譲り受けてもらうということだそうです。譲受人は現在360aを耕作、主に水稻、カンショなどを栽培しております。農機具等もそろっており、通作距離も自宅より300mと近く、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	許可相当であろうという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	3	番
		第4項の調査報告をします。
		譲受人は市内谷島地区在住、61歳男性で、ハウスにて野菜34aを夫婦で耕作している専業農家です。譲渡人は東京都在住、73歳、無職の男性です。2人の関係は兄弟です。今回地元にいる弟に譲ることになったもので、贈与による所有権移転で、問題なしと調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。
議	長	問題なしという調査報告がございました。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議	長	次に、5項、6項については関連がありますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。
1	2番	5項、6項について関連がありますので、一括で報告をいたします。 第5項の譲受人は市内手賀在住の農業の48歳の男性の方です。譲渡人は市内手賀在住、農業、73歳の男性の方です。申請事由は農業経営を開始するためとのことです。区分は贈与による所有権の移転です。2人は実の親子です。 6項の譲受人は同じ方です。譲渡人は潮来市在住の会社員、69歳の男性の方です。申請事由も同じく農業経営を開始するということです。区分は売買による所有権の移転です。譲受人は昨年自宅を建築するために当たり、今回の譲渡人より宅地を譲り受けました。そのとき今回の農地も買い受けてもらえないかと話があったそうです。耕作面積は合計5,447㎡になります。主に水稻を栽培、技術面では父親の指導を受け、勉強をしていくそうです。農機具も父親のものを使わせてもらうとのことです。また、農業大学の講座も受講、農業も勉強をするそうです。許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
議 全 議	長 員 長	それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、5項、6項を原案どおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
1	8番	7項の調査報告をします。 受人は市内両宿に在住し、会社員兼農業をしている64歳の方であります。渡人は市内両宿に在住する83歳の方であります。2人の関係は同居する親子であります。申請事由は贈与により所有権の移転をして、農業経営を移譲したいというものでございます。問題のないものと調査をしてまいりました。皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議	長	問題ないものとの調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。
2	3番	第8項について調査報告をいたします。 譲受人の方は南在住の67歳の男性です。田畑合わせて7反8畝ほど耕作をしております。主に水稻でございます。譲渡人の方は市内小高に在住する81歳の男性です。申請理由は受入の方は農業の規模拡大を図り、渡人の方は高齢のため規模を縮小したいとのことであります。今回は渡人の方からお話があったようでございます。通作距離も3kmほどでございます。調査の結果、問題のないものと見てまいり

		ました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	調査の結果、何ら問題ないものという調査報告がございました。ご審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議	長	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。
2	7番	9項の調査報告をいたします。 譲受人は玉造甲在住、42歳の女性の方であります。譲渡人は同じく玉造甲在住の会社役員の方、73歳、男性の方であります。この土地につきましては記載のとおり、農業経営の規模拡大を図ることなんですが、譲受人の父親が会社を営んでいるものですから、その会社の敷地のすぐ下にある土地でありまして、大変都合がいいという土地であります。それで、譲渡人に買い取りたいと申し込んだところ、譲渡人も快く引き受けてくれたということでもあります。譲受人は父親と現在約1万352㎡の農地を所有して経営をしているものですから、調査の結果は何ら問題ないというふうに調査してまいりました。皆様のご協議よろしくお願ひいたします。
議	長	それでは、ご審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議	長	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。
1	3番	第10項の調査報告をします。 譲受人は水戸市在住、農業兼不動産業の71歳、男性です。水稻、サツマイモを149a耕作しています。譲渡人は市内手賀在住、76歳、農業の男性です。譲受人は経営の規模拡大を図るため、譲り受けることになったもので、売買による所有権移転です。自宅から通作距離は38km、45分ですが、月の半分は実家である手賀で生活しているため、機械等も親戚より借りて作業するということでした。何ら問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。
議	長	何ら問題ないという調査報告がございました。ご審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議	長	次に、11項、12項につきましては関連がありますので、一括審議といたします。
1	3番	調査員より調査の報告を求めます。 11項、12項関連がありますので、一括報告いたします。 どちらも譲渡人は水戸の公益社団法人です。譲受人は市内谷島地区在住、60歳の専業農家の男性です。親子3人で水稻、エシャレットを自作地、借入地合わせて268a作付しております。規模拡大のための売買による所有権移転であり、問題な

いものと調査してまいりました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 問題ないものとの調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、11項、12項を原案どおり可決をいたします。

議 長 次に、13項については事務局よりご説明を求めます。

事 務 局 13項につきまして、これまでの経過について事務局からご説明を申し上げます。まず最初に、先月、4月8日にそれぞれ3条、5条の許可申請書が提出されたところでございます。それで、農地部会を開催をしまして、それが4月14日でございます。農地部会委員さんと山野会長、清水代理、田宮農政部会長にお集まりをいただきまして、譲受人と譲渡人、申請代理人、それとパネルメーカーの方お2人、こちらの北浦庁舎のほうにおいていただきまして、計画についての内容を確認させていただいたところでございます。

その中で、一番問題なのは下部の農地での営農の継続が問題になってくるかと思うんですけども、パネルメーカーのほうでその辺のところ、その時点で申請があった遮光率が38.5%で、そちらのパネルメーカーは全国で1,500カ所程度実績がありまして、そのうちの1割程度が営農型の太陽光発電であると。牧草については半陰性植物などで、パネルを設置しても収量も80%以上の収量が確保でき、営農も継続ができるというようなお話でございました。また、譲渡人の方に栽培方法であるとか農作業のスペースが確保されているのかどうか、そういったところも確認しましたところ、譲渡人である営農される方は問題はないとのこと。4種類の牧草を播種して栽培するというようなことで、遮光に影響されない牧草を栽培するというようなお話で、牧草の品質、栄養価だとか、そういったことについては問題ないのかというような質問もしたところなんですけれども、それについては問題ないというようなお話がございました。

そのときの農地部会の中では、計画に対する営農の継続、ご本人が営農をすると。また、収量についても現時点でははっきりしないわけなんですけれども、80%以上の収量を確保できるということであれば、当然許可というような判断をせざるを得ないのではないかなという結論になっております。

その農地部会の後に、書類に一部補正の部分があったものですから、事務室で補正を指導しました。その中で一時転用、支柱の部分だとか、そこの面積に誤りがあったというようなことが判明をしまして、農地部会の後にそういう修正部分があったは、取り下げをしていただいて、計画書類を直していただい旨話しをしまして、4月18日に3条と5条の取下願が提出をされております。今回の議案の報告第26号、27号が取り下げの報告になってございます。

その後、農業委員会役員と話しをしまして、営農型太陽光というものがどういうものであるかをまず現地を視察する必要があるのではないかなというようなことで、県内の営農型の状況を県に確認いたしました。40カ所ほど許可案件があるということで、その中で小美玉市に牧草を下部の農地で栽培しているというケースがあるとい

うことで、5月6日に小美玉市の農業委員会を事務局で視察をしてまいりました。そちらについては30%程度の遮光ということで、小美玉市農業委員会事務局でも問題はないのではないかとということで、許可されたとの状況でございます。

その後、今月の5月10日に改めて3条と5条の許可申請書が上がってまいりました。一部パネルのレイアウトだとか一時転用の面積が変更になりまして、後ほどご説明します5条の一時転用の面積となっております。A3サイズの配置図等をつけてございますけれども、農地の部分はそのパネルの設置されている前の二重線の部分が2万3,449.71㎡、耕作する部分の面積になります。

下部の面積の判断ですけれども、今回の計画、修正された計画では余剰地、パネルを設置されない部分もあるのではないかとということで、遮光率の関係をちょっと計算方法がどうなるかということで、申請者の代理人に話をしまして、その後、県の農林事務所に相談に行きました。基本的にはパネルの下の部分の農地で判断することなので、パネル面積分の農地の面積で、当初では全体の農地の面積を入れてきたんですけれども、パネルの下の部分の面積で計算するのが本来ではないかとのことで、県の考え方も確認しました。その結果を代理人に指示をして、再度修正をいただいた経過があります。再度遮光率につきましては計算をしまして、裏の営農への影響見込み書にも入っておりますが、最終的遮光率については49.66%というようなことになってございます。

先ほど最初に局長のほうから話があったように、5月11日に山野会長、清水代理、原農地部会長、田宮農政部会長と事務局で埼玉県有加須市と小美玉市の営農型太陽光発電下部で牧草を栽培している現地を見てまいりました。加須市の営農型太陽光についても約30%の遮光率ということで、見た感じも営農に支障がないような状況でした。また、担当の方からいろいろお話を伺ってまいりました。

今回の申請につきましては東北農業試験場のデータもつけられておりまして、今回栽培する牧草については遮光透過率60%、遮光率40%の場合でも牧草の収量は逆にふえるんだよというようなデータがつけられていました。ただ、40%と今回の49.66%がどのような関係にあるのかというのは、これはまた難しいところがあると思うんですけれども、どういう影響があるのかという意見書は、このパネルのメーカーの方からつけられております。

また、5月13日には種苗メーカーにもお話しをして、遮光による牧草への生育の影響を調査いただいたんですけれども、種苗メーカーではそういったデータがないというようなことで、遮光による影響不明というような回答をいただいております。

詳しくはまた5条で説明申し上げますけれども、経過としては以上のような経過となっております。よろしくお願いたします。

議 長
1 8 番

それでは、引き続き調査員より調査の報告を求めます。

13項の調査報告をします。

借受人は土浦市に事務所を置く●●●●●●●●●●ということでありまして。職業が太陽光発電施設によるエネルギー供給というんですか、売電をする組合ということでございます。貸人は市内両宿に在住し、農業をする55歳の方であります。申請事

由は営農型太陽光発電設備を設置するため、この当該農地に賃借権を設定したいということであります。施設の設置者と営農者が異なるための申請でありまして、5条とあわせて行う必要があるということでございます。ですから、3条の申請書にはどういう施設かとか、遮光率とか、そういったものは一切資料が添付をされておられません、これは関連がございまして、営農に支障がある場合にはだめですよというようなことになっておりますので、今事務局からお話がありましたように、遮光率なり、その求め方なりが今説明があったということでございます。契約書等も整っております、50%前後の遮光率の計算の方法もございまして、今回49.何%ですか、これは20%パネルを傾斜させたものを面積として出した数字ということございまして、パネルを水平に置いて、その水平の面積で出せば、また若干遮光率が変わってくるというようなことでございます。ですから、若干遮光率には不安なところもあるんでございますが、5種混合の牧草をつくるということございまして、営農に対する支障というのが、これが確認はできないということございまして、調査の結果としては許可が相当かと、そういうふうに調査をしてみました。皆様方の御審議のほどをよろしくお願いをする次第であります。

議 長 ただいま今回初めての営農型案件の審議ということでございます。詳しく調査報告がございました。ご審議をお願いしたいと思います。それでは、一体的計画である農地法第5条許可申請が許可されることを条件として可とすることに御異議ございませんか

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 それでは、異議なしと認めます。この案件については一体計画である農地法第5条許可申請が許可されることを条件として可決をしたいというふうに思います。それと、今後の農地利用調査の際、農作物の生育状況の確認などもあわせてよろしくお願いをしたいというふうに思います。

(議案第30号)

議 長 続きまして、議案第30号へ移らせていただきます。農地法第4条の規定による許可申請に対する送付意見決定についての件を議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第30号について朗読する。(別紙議案書のとおり)

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

1 項の調査員より調査の報告を求めます。

1 8 番 1 項の調査報告をします。

申請人は市内内宿に在住し、農業をしている88歳の方であります。申請事由は住んでいた住居が東関東自動車道の用地となり、当該農地を農家住宅建築のための宅地に転用したいということであります。場所は県道銚田島並線の船子の十字路より東側200mほどのところであります。以前にも農振除外の申請があり、ご審議をいただいた案件でありまして、許可が相当というふうに調査をしてみました。

皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 許可相当であろうという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全員 異議なし。(全員一致)

(議案第31号)

議長 続きまして、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請に対する送付意見決定についての件を議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 議案第31号について朗読する。(別紙議案書のとおり第1項から第13項) 第14項、受人は土浦市の法人、渡人は両宿の方です。両宿地内の登記種目雑種地、現況畑、1万5,066㎡のうち、4.35㎡外2筆、全3筆、61.42㎡、営農型太陽光発電設備設置のための一時転用で、許可日から3年間ということで賃貸借権の設定でございます。

こちらの申請につきましては、先ほどの3条と関連がございまして、61.42㎡のうち、転用につきましては営農型太陽光の支柱、あるいはパワーコンディショナー・集電盤等の部分が転用の面積ということになってございます。転用目的が営農型太陽光発電の設置ということでございます。今回の土地の立地条件は1種農地というふうに判断され、恒久転用での太陽光発電設置は不可なため、今回の申請に至ったものと思われま。

太陽光発電設備の構造といたしましては、先ほどお配りしたA3サイズの図面等があるかと思えます。1枚目がパネルの配置ですね。次のページがそれぞれの一番上の部分のちょっと支柱の部分が切れているのもあるかと思えますけれども、1枚目の図面は下から見た部分がこちらの図面になっておりまして、真ん中のトラクターが写っている部分が左右から見た場合の立面図になっております。一番下の部分が上部から見た場合のパネルの配置ということになってございます。

3ページ目が営農型太陽光発電施設の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書ということで一部抜粋をさせていただいて、つけさせていただいております。

支柱につきましては上部に太陽光パネルを設置する上で打ち込み式、スクリューで打ち込むような形で、1.5mほど打ち込むというようなこととございます。2枚目のところの真ん中の図面、支柱が1.5mほどスクリュー式で地中に打ち込むということとございます。支柱を立てて営農を継続する太陽光発電施設についての農地転用の許可制度の取り扱いについてという文書に基づきまして、簡易な構造で容易に撤去できるというような判断になるかと思えます。パネルにつきましては高さが3.71mのところ的角度20度の傾斜で設置するということで、支柱の間隔につきましては5.5m掛ける4.47mです。1区画に9枚のパネルを設置をいたしまして、一番低いところの高さが3.203mで、牧草を栽培する農業機械等の利用に当たっては問題がないという判断になるかと思えます。支柱の高さ、間隔等から見て、農作物に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確

保されていると判断されると思います。

続いて、下部農地における適切な営農の継続、これが問題になってくるかと思うのですけれども、これにつきましてはパネルの間隔、角度から見て、農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているか否かということの確認でございます。

3枚目の見込みのほうをみますと、49.66%ということございまして、一番下の下部農地の反収ということで、見込み書によりますと、茨城県の平均的な反収で10a当たり4,820kg、それに対して4,000kgを見込むということで83%の反収見込みということで見込み書がついております。

それと、先ほどお話したとおり、東北農業研究所のデータで透過率、光が通る率が60%で収量がアップしているというような意見書もついております。今回の、先ほど申し上げましたとおり、49.66%でどうなのかというのは、ここまでのデータはありませんけれども、そのほかにパネルメーカーのほうで郡上市の遮光率60%の牧草地、そういったところでも栽培をして、牧草が生育しているというような意見書が付されております。

営農の適切な継続が確保されているという判断する基準につきましては、先ほど来言っていますとおり、下部の農地における反収がおおむね2割以上減少した場合には適切な営農継続がされていないというような判断ということになります。計画では83%ということでございます。

それと、何らかの要因で例えば営農しなくなった、あるいは事業を廃止した場合には撤去ということになるのですけれども、撤去の場合の資力の確認、撤去するお金があるのかという、設置の費用に対してもそうですけれども、撤去の費用についても確認をするようにと。それについても資力は十分にあるということで残高証明等がついております。

許可に当たっては3年ごとの一時転用、その都度更新といいますか、新たな申請ということになります。今回の申請と同様に申請をすることになります。

また、許可後は下部の農地で生産された農作物に係る収穫の状況を毎年収穫をした翌年の2月までに許可権者に報告するというようになっております。

また、許可条件としては、営農の適切な継続がされなくなったときには転用許可者、許可を受けた者に対して必要な改善措置を講じるよう指導する、あるいは営農が行われなくなった場合、指導にかかわらず必要な措置が講じられない場合は撤去指導というようなことで、当然県のほうの許可に当たってはそういった条件が付されるというような内容となっております。

参考までに図面等、あと見込み書等をお配りしておりますので、確認をいただきましてご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

1項の案件につきましては、議事参与の制限により、関係委員は議事に参与することができないとされております。よって、関係委員の退出を求め、その間暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

- 議 長 それでは、会議を再開します。
1 項の調査員より調査の報告を求めます。
- 1 3 番 第1項の調査報告をします。
譲受人は東京都の法人代表の男性です。譲渡人は市内芹沢在住、57歳、専業農家の男性です。申請事由については譲受人の要請で売買による所有権移転です。既存の工場が手狭になり、移転建設しましたが、営業倉庫と駐車場が不足しているため、隣接のこの土地を使用したく譲渡人に承諾を得たものです。場所は県道鹿田玉造線の小美玉、鉾田隣接の上山地区で、農用地区域外です。計画書、残高証明書、関係書類もそろい、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。
- 議 長 関係書類も整い、許可相当であろうという調査報告でございます。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。
ここで関係委員の入室を認め、その間暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

- 議 長 それでは、再開をいたします。
続きまして、2項から10項につきましては関連がありますので、一括審議といたします。
調査員より調査の報告を求めます。
- 2 1 番 2項から10項につきましては関連がありますので、一括報告します。
2項から10項の譲受人は市内繁昌に住所を有する建材業を営む法人です。2項の譲渡人は市内麻生在住の43歳の男性でございます。3項の譲渡人は市内南在住、46歳の男性です。4項の譲渡人は4名で、市内麻生在住の方が2名、鹿嶋市の在住の方が1名、東京都荒川区在住の方でございます。5項の譲渡人は市内富田に在住する66歳の男性でございます。6項の譲渡人は市内麻生に在住する77歳の女性です。続きまして、7項の譲渡人は市内麻生に在住する57歳の男性です。続きまして、8項の譲渡人は市内麻生に在住する69歳の兼業農家の男性でございます。続いて、9項の譲渡人は市内麻生に在住する58歳の男性です。2項から8項についての申請人につきましては砂利採取事業の実施です。それと10項の譲渡人は9項で報告した同一の人です。申請理由につきましては、10項につきましては砂利採取事業にかかわる仮設道路の設置でございます。2項、10項とも区分については使用貸借権の設定です。場所につきましては、位置図にもありますが、県道2号線、行方警察署の斜め前の奥に入った付近でございます。隣地の同意書、砂利採取事業の計画等、書類も整備されており、また現地も確認してまいりました。許

議	長	可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
全	員	必要書類も添付されており、許可相当であろうという調査報告がございました。
議	長	ご審議をお願いいたします。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	それでは、異議なしと認め、2項から10項につきましては原案どおり許可相当と決定をいたします。
議	長	次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。
1	7番	第11項について調査報告をします。 借受人の方ですが、行方市五町田に在住する会社員44歳の男性の方です。そして貸人の方ですが、行方市五町田に在住する無職で72歳の女性の方です。そして、この関係は親子の関係です。そして、この案件内容ですが、現在実家住まいをしていますが、兄の帰郷のため手狭になり、自己住宅を建設したいそうです。幸いにして近くに母親の所有する土地を買い受けし、建設することになったそうです。ですが、その表記の土地は既に平成17年6月10日ごろより農地法の許可を得ず、無断で宅地に転用して利用していたそうです。今後は絶対このようなことのないよう十分注意し、深く反省しているようです。始末書、見積書、残高証明書、計画書、委任状などの関係書類が添付されていますので、調査の結果は何の問題もないと調査してまいりましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	何ら問題ないという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。
議	長	次に、12項の調査員より調査の報告を求めます。
3	番	第12項の調査報告をします。 譲受人は再生可能エネルギー発電事業会社の代表の方で、市内芹沢地区在住の男性です。譲渡人は67歳、市内於下に在住、農業の男性です。申請事由は譲渡人の畑は長年にわたり未耕作で荒れており、今後も耕作の予定もなく、隣地の山林と同時開発ができるため、売買による所有権移転です。場所は玉造工業高校より上山鉾田方面に2kmほど行ったナイルス部品株式会社の反対側の道路を右に400m直進した右側です。必要な書類もそろい、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
議	長	必要書類も整っており、許可相当であろうという調査報告でございます。ご審議お願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。
議	長	次に、13項の調査員より調査報告を求めます。
1	0番	第13項の調査報告をいたします。

受人は行方市島並で商業、建設業を営んでいる男性です。渡人は同市島並で金型製作兼農業の62歳の男性です。申請事由は記載のとおり、島並地区屋外スポーツ施設工事に伴う仮設現場事務所兼工事関係者用の駐車場ということです。区分は賃貸借権です。場所は旧麻生中学校の入り口の左で、現況は畑で、何もつくっておりません。農用地区域外の証明等、関係書類も整っており、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係書類も整い、許可相当であろうという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。

議 長 次に、14項の調査員より調査の報告を求めます。

1 8 番 14項の調査報告をします。

借受人は土浦にある法人ということでございます。職業は太陽光発電施設によるエネルギー供給ということです。申請事由なんですが、営農型太陽光発電設備を設置したいので、申請地を一時転用する目的で、賃貸借権の設定をしたいということであります。貸人は市内両宿に在住し、農業をしている方でございます。場所なんですが、化蘇沼稻荷から西に400mほどのところかと思えます。先ほども申し上げたんでございますが、20度の傾斜で先ほど事務局からお話がありましたように、49.66%の遮光率ということでございます。パネル面積で出すと50数%になるということでございます。この遮光率での牧草の生育についてはやや不安なところもございますが、支障があるということも確認ができません。そういうことでございまして、農用地区域外証明等の関係書類も整っております。結果としては許可が相当かというふうに調査をしまりました。皆様方のご審議のほどをよろしくお願いをいたします。

議 長 事務局からも詳細な説明、さらには調査員からも許可相当だろうという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

2 9 番 異議ではないのですが、加須市と小美玉市の営農型太陽光を視察してきたということなので、状況について聞かせて欲しいのですが。

議 長 暫時休憩いたします。

(暫時休憩) 午後 4時14分～午後 4時37分

議 長 会議を再開したいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、先ほどの14項について、全員異議なしということでございましたので、決定をさせていただきます。

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。

(議案第32号)

議	長	議案第32号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。
事 務 局		議案第32号について朗読する。(別紙議案書のとおり)
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。
1	番	1項の調査報告をいたします。 申請人は年齢74歳の矢幡在住の無職の男性の方です。記載のとおり、地目変更登記のためです。親の代から畑として利用しているとのこと。区分については農地証明、場所については住宅地図をごらんいただきますと、矢幡地内の土子電化付近になります。証明願の交付に問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議 全 員	長	それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議 全 員	長	異議なし。(全員一致)
議 全 員	長	異議なしと認め、証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、2項、3項、4項につきましては関連がありますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。
1	9 番	2、3、4項と関連があるので、一括調査報告をいたします。 この方は市内沖洲に在住する製造業と農業を兼務されている男性の方です。申請書類にもあるとおり約30年前から耕作をしないで山林化している状況です。3項、4項になりますと、道路に直径30cmぐらいの松の木から何でも出ています。ということはここには行けません。 畑に復元する、その費用たるや莫大なお金になると思います。これは残念ですが、山林化ということで非農地証明を交付することについて許可相当と判断して参りました。皆様のご審議のほうをよろしくをお願いいたします。
議 全 員	長	それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議 全 員	長	異議なし。(全員一致)
議 全 員	長	異議なしと認め、2項、3項、4項につきまして証明書を交付することに決定をいたします。
		(議案第33号)
議	長	続きまして、議案第33号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。
事 務 局		議案第33号について朗読する。 資料のナンバー1をごらんください。こちらは茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得

する計画です。資料の3枚目の農地中間管理事業・総括表のほうでご説明いたします。

新規、田、2件、3筆、5,637㎡、畑、1件、2筆、5,000㎡、合計3件、5筆、1万637㎡。次のページから農地中間管理事業一覧ということで、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認願います。

議長 それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議員 異議なし。(全員一致)
議長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については原案どおり決定といたします。

(議案第34号)

議長 続きまして、議案第34号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての件を議題といたします。事務局よりご説明願います。

事務局 議案第34号について朗読する。
資料ナンバー2のほうをごらんいただきたいと思います。
毎年審議している案件でございますけれども、農林水産省通知、農業委員会の適正な事務実施についてという通知によりまして、点検・評価及び活動計画について毎年決定するというようなことになっております。また、決定の上は農業者の意見を徴しまして、ホームページに公表するというようなことになってございます。
平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきましては、1ページから8ページまでが点検・評価になっておりまして、その後ろの3ページが平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画ということになってございます。中身について簡単にご説明をさせていただきます。
平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の様式につきましては昨年度と同じ様式になっております。1ページにつきましては法令事務に関する点検ということで、1、総会の開催及び議事録の作製ということで、(1)、(2)、(3)につきましては、それぞれ昨年度と同様になっておりますので、お目通しをいただきたいと思います。
2ページになります。2ページにつきましては事務に関する点検ということで、(1)番が農地法第3条に基づく許可事務、(2)が農地転用に関する事務というようなことになってございまして、3条につきましては昨年の処理件数が130件、うち全て許可ということで不許可はございません。内容についてはご確認をいただければと思います。
(2)番が転用の事務でございますが、昨年の事務処理件数が172件ということでございます。それぞれ県に意見を付して進達をしている状況でございます。
3ページが農業生産法人からの報告への対応ということで、行方市には現在18の

農業生産法人、この4月から名称が変更になっておりますけれども、27年中は農業生産法人という名称で報告を受けております。(4)番が情報の提供でございます。賃借料の情報の調査・提供ということで、昨年4月に公表、チラシのほうを配布してございます。農地の権利移動等の状況把握、調査対象権利移動件数が694件ということでございます。農地基本台帳につきましても電算システムによりまして処理をしているという状況でございます。

4ページですけれども、農業経営基盤強化促進法に基づきます農地利用集積計画の決定等の事務ということで、昨年1年間の処理件数が235件になってございます。(5)が地域の農業者からの意見ということで、これから意見をいただくことになってございます。

5ページになります。5ページは法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価ということで、昨年4月現在は遊休農地が429ha、5.67%ということで、2の目標及び実績ということで、目標は20haでございましたが、解消した面積につきましては6.5haというようなことで、32.5%の達成状況ということでございます。活動計画、活動実績等についてはお目通しをいただければと思います。

6ページになります。促進等事務に関する評価ということで、1番が認定農業者等担い手の育成及び確保ということでございます。27年4月現在の認定農業者数が532経営ということでございます。それに対しまして(2)の平成27年度の目標及び実績ということでございますが、新規に認定農業者となられた方が、これは農林水産課のほうに確認した件数でございまして、17経営ということで85%の達成ということでございます。ただ、実際の認定農業者の数をことしの4月と比較しますと、61件ほど減っております。4月現在は471経営ということでございます。農林水産課のほうに確認したところ、後継者等がいらっしやらないということで、継続を希望されない方が多かったということで減っているというような状況でございました。

続いて、7ページになります。2の担い手への農地の利用集積ということでございます。平成27年4月現在が1,555haということで、20.55%でございましたが、27年につきましては110haほど増加しております。農地中間管理事業と、それと利用権につきまして流動化が進んでいるというような状況になってございます。

8ページになります。8ページが違反転用への適正な対応ということでございまして、違反転用面積は1haを見込んでございまして、27年の実績といたしまして、これは転用の許可申請の中で違反転用の是正の面積を算入させていただいております。1.7haの是正がございました。今後も違反転用の是正、指導ということで進めていかなければならないと思っております。

次の28年度の目標及び達成に向けた活動計画、この様式につきましては昨年度と様式が変わってございます。1番の農業委員会の状況ということで、農家・農地等の概要につきましては、それぞれ農林業センサスに基づいて記入をさせていただいております。農林業センサス2015のデータに基づいて、左側と真ん中の農業就

業者数を記入させていただいております。右側の認定農業者からの数字、経営数につきましては農林水産課のほうからデータをいただいております。認定農業者数が471経営ということになってございます。その下がそれぞれ耕地面積から始まりまして、農地台帳面積ということになっておりますけれども、それぞれの調査によってばらつきがございまして、耕地面積、経営耕地面積、それぞれ耕地及び作付面積統計であるとか農業センサス、あるいはうちのほうの台帳面積、それぞれ数値の違いがありますけれども、ご確認をお願いしたいと思います。2番につきましては農業委員会の現在の体制ということでございます。旧制度に基づく農業委員会ということで、選挙委員が24名、6人が選任委員ということで、それぞれ認定農業者、女性、年齢等の数値を記入してございます。

2ページのほうが担い手の農地の利用集積・集約化ということでございまして、28年度の目標につきましては、2番の集積面積が1,690ha、新規として25haの増加を見込んでおります。活動計画につきましても農業委員さんの年間の計画のとおり、1人0.5haの集積を目指す。そのほか補助制度の周知あるいは中間管理事業の推進ということになってございます。その下の新たな農業経営を営もうとする者の参入推進ということで、新規参入の方の数値となっております。それぞれ平成25年、26年、27年の数値につきましては農林水産課からの数値ということになってございます。今後も農林水産課・普及センターと連携し、新規就農を検討している方の支援ということで予定をしております。

3ページ目が遊休農地に関する措置ということでございます。現状及び課題ということで、28年4月現在、昨年の利用状況調査に基づく遊休農地の面積が406haということで、管内の農地面積につきましては農地台帳の面積ではなくて、耕地及び作付面積統計における数値を使うということになっておりますので、点検・評価と若干数値が変わってきております。6,770haということになってございます。活動計画につきましては利用状況調査ということで、ことしは7月から8月に実施をするということ、また、利用意向調査も実施をしていくというようなことで計画をしております。その下の5番目の違反転用の是正につきましても1haということで見込んでございまして、是正指導、違反転用者に対する指導、農地パトロール等による発生防止というような取り組みをしていくような計画としてございます。

内容のほう、以上でございまして、ごらんいただきまして何かありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

議
全
員
議

長 それでは、皆様のご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
員 異議なし。(全員一致)
長 異議なしと認め、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画については原案どおり決定いたします。

(議案第35号)

議長 続きまして、議案第35号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）設定についての件を議題といたします。事務局よりご説明をお願いします。

事務局 議案第35号について朗読する。

行方市農業委員会では、管内の下限面積（別段の面積）を次のように定めます。現行のとおり面積の変更は行わないということで、行方市全域におきまして下限面積5,000㎡ということでございます。

理由といたしましては、経営面積が余りにも小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定面積にならないと許可するべきではないと判断される。

農地法で定めている下限面積が、行方市の平均的な農業経営の規模や2015農林業センサスの情報等から見て、現在の行方市の実情に合っていると思われる。よって、行方市農業委員会では、現行の下限面積の変更を行わないということでございます。

こちらの案件につきましては毎年提案しているものでございますが、先ほどの農業委員会の適正な事務実施の通知に基づきまして、毎年設定及び修正の必要性を検討するというようなことになっておりまして、提案させていただいているものでございます。

参考までにA4の1枚の用紙で別段面積の設定基準というものをつけさせていただきました。2015の農林業センサスの数値をもとに確認をさせていただきます。農地法施行規則第17条第1項に農家総戸数分の別段の面積未満の農家戸数、ですから、行方市の場合は下限面積で5,000㎡ですので、総戸数に対しまして5,000㎡未満の農家戸数がおおむね40%を下回らない範囲で設定ということになりまして、5,000㎡を超える農家が40%を上回っている場合には、40%前後まで下げることが可能だよというような状況でございます。下の丸のほうが新規就農を促進するために適当と認められる面積ということで、1つとして遊休農地が相当程度存在する場合には下限面積を下げるができますよ、あるいは50a未満の農家数の増加による農地の効率的な利用に支障がある場合には変更できますよというような条項がそれぞれ規則第17条第1項、2項で規定をされておりまして、行方市の状況を見ますと、下限面積未満の農家戸数を総農家戸数で割った場合には11.6%ということで、まだまだ下限面積以下の農家戸数は少ないというような状況なので、下限面積を下げる必要はないのではないかと判断をしております。また、遊休農地の割合についても5.37%、27年の利用状況調査による数値としてはそれほど高い数字ではないのかなということでございます。

裏の面に県内の設定状況を記載させていただいております。設定なしのところは従来どおり農地法上の5,000㎡の下限面積になっている地域でございます。1項だとか別段の面積の基準ベースということで、1項というふうに入っているところがそれぞれ設定しているところでして、設定面積が一番右側の面積、あとは水戸ですと40aというようなことで別段の面積を設定をしているということでございます。

す。鹿行地区で今のところ下限面積で別段の面積は設定をしていないというような状況でございます。

議長 それでは、ただいま事務局よりご説明ございました説明内容についてのご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全議員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認め、原案どおり決定といたします。

議長

（報告第 25号）（報告第 26号）（報告第 27号）
（報告第 28号）（報告第 29号）（報告第 30号）（報告第 31号）

議長 続きまして、報告第 25号に入ります。農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出書の受理について、報告第 26号 農地法第 3 条の規定による許可申請の取下願の受理について、報告第 27号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下願の受理について、報告第 28号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願の受理について、報告第 29号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、報告第 30号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について、報告第 31号 農業委員活動状況について、以上報告案件について一括して事務局よりご説明のほうをお願いをいたします。

事務局 報告第 25号について朗読する。（別紙議案書のとおり）
報告第 26号について朗読する。（別紙議案書のとおり）
報告第 27号について朗読する。（別紙議案書のとおり）
報告第 28号について朗読する。（別紙議案書のとおり）
報告第 29号について朗読する。（別紙議案書のとおり）
報告第 30号について朗読する。（別紙議案書のとおり）
報告第 31号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長 それでは、報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。

全議員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認めます。

議長

（閉会宣告） 午後 5 時 8 分

議長 これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第 5 回総会を閉会といたします。ご苦労さまでした。